

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和7年度)

作成日 2025/10/17

最終更新日 2025/10/17

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2025年10月17日
国立大学法人名		国立大学法人滋賀医科大学
法人の長の氏名		上本 伸二
問い合わせ先		総務企画課企画・評価係 TEL：077-548-2011 E-mail：hqsuisin@belle.shiga-med.ac.jp
URL		https://www.shiga-med.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄	本学の対応状況等
経営協議会による確認		【基本原則 1 に関して】	
	更新あり	補充原則 1－3⑤ 更新内容で、BBDU（BioMedical Business Development Unit）を設置し、とありますが、昨年度新たに設置されたものでしょうか。その特色や狙いも一言付け加えていただけると良いと思います。	ご指摘の点を踏まえ、追記いたしました。 なお、BBDUは令和4年度に設置しているところですが、改めて記載内容を見直し、今回から記載することとしました。
	更新あり	補充原則 1－3⑥（2） 同補充原則では、R7記載（案）として「また、国際性については、特に大学院教育で留学生を確保するとともに、国際交流センターを中心に外国人研究者の支援を行うなどの取組を実施している。」となっていますが、補充原則が求めているのは「教員・職員」の国際性を確保するための人事方針等の記述です。そのため、「教員・職員」でない、「留学生」や「研究者」の国際性（それも人事に関係のない）に言及した、この記載案ではフォーカスがずれている印象があります。 ちなみに、原則 2－4－2 では、「学内教育研究施設等において外国籍の特任教員を雇用している」との記述があるようですが？	ご指摘の点を踏まえ、修正いたしました。
		【基本原則 2 に関して】	
	更新あり	補充原則 2－4－3① 単に文章表現の問題ですが、「次の方策を講じている。」以降の箇条書きにおいて、一部、動詞で終わっていない項目があるようです。方策なので次のように、大学を主語とする動詞で終わらせた方がよいのではないのでしょうか：「独自採用試験→独自採用試験の実施」「業務成果発表会→業務成果発表会の開催」「実務研修→実務研修受講の奨励」「各種研修→各種研修の実施」。	ご指摘の点を踏まえ、追記いたしました。

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄	本学の対応状況等
経営協議会による確認	【基本原則4に関して】		
	更新あり	補充原則4－1① 本学において、電子媒体を介した情報発信はホームページが主体であると思われますが、若い世代はSNSを介して情報を得ていることが多いので、学生募集やその他のことにもっとSNSを積極的に利用するべきではないかと思います。	ご指摘の点を踏まえ、追記いたしました。 なお、SNSのさらなる利活用についてのご意見は、今後の参考とさせていただきます。
	更新あり	補充原則4－1② R7記載（案）に「学部学生（第2学年以上）の保護者には、毎年4～5月頃に前年度の成績通知書を郵送することで学生の学修状況を通知している。」とあります。個人情報にうろさい今の時代なので、学生本人の同意を得た上で、保護者に通知しているのではないのでしょうか。もしそうであるなら、そのことも明示された方がよいと思います。	ご指摘の点を踏まえ、追記いたしました。
監事による確認	更新なし		
その他の方法による確認		その他の方法による確認は行っておりません。	

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		該当なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容を含む全ての事項】				
記載事項	更新の有無	公表する項目 (○印)	R7記載（案）	根拠資料等
基本原則 1 国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築				
原則 1－1 【国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定】 国立大学法人は、ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を策定すべきである。また、それらの策定に当たっては、多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるとともに、当該ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋を含め、公表しなければならない。	—	○	本学のミッションとして、次のとおり、理念及び使命を掲げ、大学ホームページで公表している。 【理念】 地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与する。 【使命】 1 豊かな教養、確かな倫理観、高い専門的知識を有する信頼される医療人を育成する。 2 研究倫理と独創性を有する研究者を養成し、特色ある研究を世界に発信する。 3 信頼と満足を追求するすぐれた全人的医療を地域に提供し、社会に貢献する。 上述のミッションを踏まえ、その実現のためのビジョンとして、次の3 Cを推進することを公表しており「サステナブル（持続可能）」で「アトラクティブ（魅力的）」な大学を目指している。 本学のミッション実現に向けた具体的な目標・戦略として、文部科学大臣から提示を受けた第4期中期目標を達成するため中期計画を策定し、文部科学大臣の認可を受け、大学ホームページで公表している。 中期目標（原案）及び中期計画の策定に当たっては、学内の教育研究に従事する委員を含む「教育研究評議会」、学外委員を含む「経営協議会」に加えて、本学の発展に必要な戦略を立案する「総合戦略会議」及び本学の運営全般に関する学長の諮問機関である「学外有識者会議」での審議を通じて、多様な関係者の意見を聴き、社会からの要請の把握に努めた上で、役員会で議決している。 学内のステークホルダーに対しては、役員と構成員が対話する機会として、学生と学長との懇談会、教員と役員との懇談会、「全学フォーラム」等を年1回程度開催しているほか、広く一般から多様な意見を聴く仕組みとして、同窓会と役員との懇談会、報道機関と役員との懇談会のほか、大学ホームページの「問い合わせメールフォーム」設置、附属病院内の意見箱設置等を行っており、多様なステークホルダーからの意見等について検討し改善等につなげている。 <第4期中期目標 前文：法人の基本的な目標（抜粋）> 1、滋賀県における医師不足が慢性化する中、地域医療のサステナビリティのために最も重要なことは、滋賀県に定着する優秀な医師の育成である。このため、学部教育における地域枠・地元枠の有効活用と地域基盤型教育を充実させて、将来の医師像を明確にした卒前・卒後キャリアパスに基づいた医師の人材育成を行う。また、高齢化の進行に伴い地域包括医療の比重が重くなる中、重要な役割を果たすのは訪問看護を含む新たな慢性期看護医療をリードできる優秀な看護師と、今後、医師の働き方改革を進める上で、高度急性期医療における安全な医療遂行のためには、特定行為看護師の役割が益々重要となる。さらにCOVID-19感染を契機に感染症専門看護師の必要性も大きくなった。このため、未来のリーダーとなる看護師を関連施設や自治体と協働して育成する。 2、教育のサステナビリティ強化は、Society 5.0を目指す社会変革の中で、医学領域においてもAI開発、ビッグデータ解析等のICTを駆使できる人材養成が求められるため、学部と大学院にSTEAM教育を取り入れ、新型コロナウイルス感染環境で立ち上げたオンライン教育、シミュレーション教育を発展させ、未来に向けた教育システムを構築する。 3、研究のサステナビリティ強化は、神経難病研究センター、動物生命科学研究センター、先端がん研究センター、NCD疫学研究センターにおける国際的発信力を持つ特色ある研究の深化に加え、幅広い領域での研究活動を活性化させる必要があり、その中で将来のリーダーとなる若手人材育成を推進するとともに、産学連携研究の推進により外部資金の獲得を増加させ、教育研究環境の改善を図る。 4、業務運営のサステナビリティ強化は、ソフト面では透明性のある内部統制機能強化、デジタル技術の活用を含む業務効率化、多様なステークホルダーとのコミュニケーション推進、男女共同参画推進計画の地域への展開、ハラスメント防止の推進、ハード面では附属病院の機能強化棟整備、施設と設備のマスタープランの確立と実行等に取り組む。 <3 C> Creation：優れた医療人の育成と新しい医学・看護学・医療の創造 Challenge：優れた研究による人類社会・現代文明の課題解決への挑戦 Contribution：医学・看護学・医療を通じた社会貢献	・理念・使命（大学HP） ・法定等公開情報「中期目標」（大学HP） ・法定等公開情報「中期計画」（大学HP）

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容を含む全ての事項】				
記載事項	更新の有無	公表する項目 (○印)	R7記載（案）	根拠資料等
補充原則１－２④ 国立大学法人は、目標・戦略の進捗状況と検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等を、公表しなければならない。	－	○	本学は、中期計画の進捗状況や評価指標を管理する本学独自のデータベース「進捗ナビ」を構築・活用して毎年度の実績を確認しており、「評価委員会」において自己点検・評価を行い、次年度以降の計画に反映させている。 また、目標達成に向けた取組や進捗状況等について掲載した『事業報告書』及び『統合報告書』を、大学ホームページで広く一般に公表するとともに、『統合報告書』については冊子体を作成し、国立大学や滋賀県内の自治体・大学・高校・医師会や報道機関等に送付している。	・評価委員会規程 第2条（審議事項） ・（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十二条に基づく）法定等公開情報 業務に関する情報 「事業報告書、業務報告書、その他業務に関する報告書」（大学HP） ・統合報告書
補充原則１－３⑥ 国立大学法人は、経営及び 教学運営に係る権限と責任の体制、総合的な人事方針、中期的な財務計画、教育研究の費用及び成果等を公表 しなければならない。				
補充原則１－３⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	－	○	本学では、経営については「経営協議会」、教学運営については「教育研究評議会」が、それぞれ経営協議会規程及び教育研究評議会規程に審議事項を定めており、権限と責任を明確化している。	・経営協議会規程 第2条（審議事項） ・教育研究評議会規程 第2条（審議事項）
補充原則１－３⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	○	本学では、「人事委員会」を設置し、戦略的な人員計画や人材育成を推進している。加えて、性別・年齢・国籍等を問わず国内外の多様な人材の確保及び活用を図るため「人事基本方針」を策定し、ホームページ上で公開している。 なお、女性管理職比率については、「第3期男女共同参画推進基本計画（マスタープラン）」に掲げた目標値以上の数値を維持するとともに、障がい者雇用についても、法定雇用率遵守への取組を進めている。 また、国際性・多様性を踏まえた教員の採用・配置を進めるために、国際交流センターを中心に外国人数員等の支援を行うなどの取組を実施しているほか、創発的研究センターを設置し、若手研究者や外国人数員等を採用のうえ、共同で自由な発想による多様性に富んだ国際的な研究を推進している。	・人事委員会規程 第2条（審議事項） ・国立大学法人滋賀医科大学における人事基本方針 ・第3期男女共同参画推進基本計画（マスタープラン）
補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	－	○	本学は、中期計画において、予算（人件費見込みを含む）計画に基づいた中期的な財務計画（収支計画、資金計画等）を策定しており、教育研究の費用及び成果等については、毎年度財務諸表、事業報告書を作成しホームページで公表している。 なお、同計画については「財務委員会」及び「経営協議会」の審議を経て、「役員会」の承認を得ている。 また、災害等の社会情勢の変化があった場合は、すみやかに補正予算の編成を行って資金不足などが生じないように対応している。	・法定等公開情報 「業務に関する情報」「財務に関する情報」（大学HP）
補充原則１－３⑥（４）及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）	－	○	本学は、教育、研究、診療に係る財務状況、活動状況、コスト等の資金状況等について、「財務諸表」、「事業報告書」等の義務的開示を行っている。さらに、大学の活動や成果と財務情報との関連性を明らかにする『統合報告書』を作成し、大学ホームページで広く一般に公表するとともに、冊子体を作成し、国立大学や滋賀県内の自治体・大学・高校・医師会や報道機関等に送付している。	・法定等公開情報 「業務に関する情報」「財務に関する情報」（大学HP） ・情報公開（企業等からの資金提供状況）（大学HP） ・統合報告書（大学HP）
補充原則１－４② 国立大学法人は、その法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針を明確にし、中堅・管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を法人の長を補佐するポストに登用するなど、法人経営の一端を担わせるとともに、国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させる等により、早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、次代の経営人材を育成すべきである。 また、当該方針を公表するとともに、その実現状況をフォローアップすべきである。	－	○	本学は、特命事項を担当する「学長補佐」や理事の業務を補佐する「副理事」を置き、役員会等の主要な会議への出席を求め、法人経営を担い得る人材を育成している。また、教職員の能力及び組織の活性化を図るための人材育成の方針を、「人事基本方針」として策定・公表するとともに、国立大学協会が主催する将来の法人経営人材を育成する研修会等へ積極的に参加させている。	・管理運営組織規程 第15条（学長補佐）、第16条（副理事） ・国立大学法人滋賀医科大学における人事基本方針 ・管理運営組織規程 第15条（学長補佐）、第16条（副理事）

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容を含む全ての事項】				
記載事項	更新の有無	公表する項目 (○印)	R7記載（案）	根拠資料等
基本原則 2. 法人の長の責務等 国立大学法人は、自主的・自律的環境の下、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、社会に対する役割を果たし続けるため、法人の長のリーダーシップによる、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制を構築する必要がある。そのために、意思決定に関わる組織等の責務を明確にし、法人全体の機能強化を図るべきである。				
原則 2－1－3 【ビジョン実現のための執行体制の整備】 法人の長は、ビジョンを実現するために、理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材を適材適所に学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備すべきである。また、法人の長は原則 1－4 で示した「長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組み」を行うべきである。さらに、各補佐人材の責任・権限等を明確にし、それらを公表しなければならない。	更新あり	○	学長は、（１）理事、（２）副学長、（３）学長補佐及び副理事について、学内外から適任者を選任・配置することで、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備しており、その責任・権限等については、管理運営組織規程において定めている。 また、同規程および担当事項を付記した役職員一覧を大学ホームページで公表している。 （１）理事 高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、５名を理事に任命しており、学長の定めるところにより、職務を研究・企画・国際、医療・労務、教育・学生支援・コンプライアンス、総務・財務・施設、地域医療の各担当に分担し、学長を補佐している。その際、法人の役員又は職員でない学外理事を必ず任命することを、管理運営組織規程に定めている。 （２）副学長 学長を助け、命を受けて校務をつかさどる者として、学外理事を除く４名の理事を副学長に指名している。 （３）学長補佐及び副理事 特命事項を担当する者として、男女共同参画、大学改革を担当する２名の学長補佐や、理事を補佐する者として、研究推進、臨床研究、国際交流、国際戦略、労務、基礎医学教育・地域医療教育改革、臨床教育改革を担当する７名の副理事を指名している。 また、長期的な人材育成として、国立大学協会が主催する研修や、担当する職務に関する学外での会議への参加、「役員会」等の法人経営・教学運営に関わる学内の主要な会議への陪席等、法人経営に積極的に参画させている。	・管理運営組織規程 第4条（理事）、第6条（役員の任命等）、第14条（副学長）、第15条（学長補佐）、第16条（副理事） ・運営組織（役員名簿）（大学HP） ・大学概要 『組織等』 8頁
2－3 役員会の責務 原則 2－3－1 【法人経営に係る重要方針の十分な検討】 国立大学法人の役員会は、国立大学法人の重要事項について十分な検討・討議を行うことで、法人の長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保すべきである。 また、役員会は、国立大学法人法で定める事項について適時かつ迅速な審議を行うとともに、議事録を公表しなければならない。	－	○	「役員会」は、国立大学法人法に則り、役員会規程第２条に議決事項として定めた、法人経営に関する重要事項について検討・討議を行い、学長の意思決定を支援している。 さらに、十分な検討・討議を補助するために、本学独自の合議体として「理事懇談会」や「役員懇談会」を設置している。 また、「役員会」は、開催回数を毎月2回とすることで本学の重要事項について迅速に審議し、その都度、会議報告を大学ホームページで公開している。	・役員会規程 第2条（議決事項） ・会議報告（役員会）
原則 2－4－2 【多様な人材の登用・確保】 国立大学法人は、性別や国際性の観点でのダイバーシティを確保するとともに、積極的に産業界、他の教育研究機関等外部の経験を有する人材を登用し、その経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保すべきである。 その際、どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているのかを明らかにし、その目的に合致する人材の発掘及び登用を行い、その状況を公表しなければならない。	－	○	本学は、人事基本方針に基づき、性別・年齢・国籍等を問わず国内外の多様な人材を確保及び活用を図っており、理事については、管理運営組織規程第6条で定めるとおり、法人の役員又は職員でない者が含まれるようにし、経営層の厚みを確保している。 現在、大学と関連病院との連携による地域医療の推進を担う人材育成や男女共同参画の推進を担当する理事として、地域医療に積極的に取り組む関係病院の現職病院長を学外理事に任命し、公表している。 なお、国際性の観点でのダイバーシティの確保については、学内教育研究施設等において外国籍の特任教員を雇用しているほか、外国人客員研究員の受入れを行っている。	・国立大学法人滋賀医科大学における人事基本方針 ・管理運営組織規程 第6条（役員の任命等） ・運営組織（役員名簿）（大学HP）

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容を含む全ての事項】				
記載事項	更新の有無	公表する項目 (○印)	R7記載（案）	根拠資料等
基本原則 3. 経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議及び監事の責務と体制整備				
国立大学法人は、自主的・自律的・戦略的な経営を可能とするため、経営協議会、教育研究評議会における審議を充実させるとともに、学長選考・監察会議における法人の長の選考及び厳格な評価の実施、監事による監査業務の遂行等を通じ、各組織の責務の明確化、体制の整備・強化等の適切な法人経営を支える体制を工夫すべきである。				
補充原則 3-1-1 ① 国立大学法人は、経営協議会の学外委員の選任に当たって、その役割を踏まえて、学外委員の選考方針を明確にするとともに、選考後には、その選考方針と当該委員が役割を十分に果たすための議題の設定など運営方法の工夫について公表しなければならない。その際、産業界や関係自治体等から適任者の参画を求めるなど、多様な関係者から国立大学法人に期待する事項を的確に把握し法人経営に生かす工夫をすべきである。	—	○	本学は、経営協議会の学外委員の選考方針について、経営協議会規程第3条において、大学に関し広くかつ高い見識を有する学外有識者から「教育研究評議会」の意見を聴いて学長が任命すると定めている。大学運営、企業経営・財務、医療関係施設経営、行政等の経験を有する人材を学外委員として任命しており、規程及び委員一覧を公表している。 「経営協議会」において、大学側から議題を設定するだけでなく、学外委員の多様で幅広い視点から大学運営のあり方を検討するため、採り上げたい議題や資料等の要望について照会し、当日の議題に反映させることで、より積極的な学外委員の参画を促している。また、会議開催前に審議事項の資料を各委員に送付して事前に質問や意見を照会する機会を設け、会議当日の審議を活性化させるよう工夫している。	・経営協議会規程 第2条（審議事項）、第3条（組織） ・経営協議会委員
補充原則 3-3-1 ① 学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。	—	○	「学長選考・監察会議」は、本学の理念を踏まえた学長選考基準を策定・公表し、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求めている。選考手続きにおいては、平成30年度に学長選考等実施細則を改正し、従来行われてきた意向聴取投票を廃止し、学長選考の参考として、同細則第3条第2項に定める学長候補者を推薦する資格のあるもの（推薦資格者）に対して、学長候補適格者に関する意見募集を行うなど、「学長選考・監察会議」が自らの権限と責任において、慎重かつ必要な議論を尽くして適正に選考を行う体制を整えており、選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由を大学ホームページで公表している。	・学長選考・監察会議規程 第2条（業務） ・学長選考等実施細則 第3条（推薦資格者）、第6条（学長選考の参考としての意見募集） ・次期学長に求める学長像（滋賀医科大学学長像）令和7年3月24日決定
補充原則 3-3-1 ③ 学長選考・監察会議は、国立大学法人法に基づき法人の長の任期を審議するに当たっては、国立大学法人のミッションを実現するために法人の長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう適切な期間を検討すべきである。あわせて、国立大学法人における継続的な経営・運営体制の構築のため、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても適切に検討し、その理由とともに公表しなければならない。	—	○	学長の任期は、中期目標期間との整合性を図り計画的な業務遂行が可能となるよう、その始期を中期目標の開始日の2年前からとし、その任期は6年としている。 また、任期の長期化に伴う組織の硬直化の防止と、独善的状況が発生する可能性回避の観点から、学長選考規程第5条において学長は再任できないことを規定している。ただし、学長が辞任を申し出たとき、欠員となったとき又は解任されたときに選考された学長は、その任期を前任の学長の残任期間とするとともに、1回につき再任することができると同規程第5条に規定し、大学ホームページにて公表している。	・学長選考・監察会議規程 ・学長選考規程 第3条第1項（選考の時期）、第5条（学長の任期）

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容を含む全ての事項】				
記載事項	更新の有無	公表する項目 (○印)	R7記載（案）	根拠資料等
原則３－３－２ 【法人の長の解任のための手続の整備】 学長選考・監察会議は、法人の長の選考を行うとともに、法人の長の職務の遂行が適当ではなく引き続き職務を行わせるべきではないと認める場合等においては、任期の途中でであっても法人の長の解任を文部科学大臣に申し出る役割も有する。このため、学長選考・監察会議は、予め法人の長の解任を申し出るための手続について整備し、公表しなければならない。	—	○	学長の解任審査は、学長選考等実施細則第12条第1項の各号のいずれかに該当する解任審査請求があった場合に、「学長選考・監察会議」が、同細則第13条の規定に基づき行うこととしており、学長選考・監察会議委員の3分の2以上の賛成により、同細則第13条第1項の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、解任の申出を決定することとしている。 また、文部科学大臣への解任の申出は、同細則第14条の規定に基づき、その理由を付して、「学長選考・監察会議」が行うこととしている。 なお、これらの手続きを規定している学長選考等実施細則については、大学ホームページで公表している。	・学長選考・監察会議規程 ・学長選考等実施細則 第12条（解任の審査請求）、第13条（解任の審査）、第14条（解任の申出）
補充原則３－３－３② 学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価（中間評価）を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。	—	○	「学長選考・監察会議」は、学長選考・監察会議規程第2条第1項第4号及び学長選考等実施細則第11条に基づき、選出した学長の任期中において、各年度少なくとも1回、学長の業務執行状況の確認を行っている。 また、学長の業務執行状況の確認に際して評価及び助言等を行うとともに、確認内容及びその評価結果を大学ホームページにて公表している。	・学長選考・監察会議規程 第2条（業務） ・学長選考等実施細則 第11条（職務の執行状況の確認） ・会議報告（学長選考・監察会議）
原則３－３－４ 【学長選考・監察会議の委員の選任方法等の公表】 学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保するとともに、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長の選考等を行うため、学長選考・監察会議がどのような人材で構成されるべきかという観点から、経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表しなければならない。	—	○	「学長選考・監察会議」の委員は、学長選考・監察会議規程第3条に基づき、経営協議会規程第3条第1項第4号に規定する経営協議会委員のうち、「経営協議会」において選出された者（学外委員）と、教育研究評議会規程第3条第1項第5号から第7号までに規定する教育研究評議会評議員のうち、「教育研究評議会」において選出された者（学内委員）が同数となるよう、選任することとしている。 また、国立大学法人法第12条第2項第2号では、理事は「教育研究評議会」において選出された場合は、「学長選考・監察会議」の委員となることができると規定されているところ、本学では、学長選考会議（当時）（令和3年度第2回）において検討の結果、利益相反の防止や中立性の確保等の厳格化の観点から、「学長選考・監察会議」の委員就任の有資格者に理事を含めないこととしている。 なお、「経営協議会」及び「教育研究評議会」においては、それぞれ選出対象となる委員及び評議員の経歴・職務経験・専門分野等を参考に、教育・研究・診療等に係る見識や組織の経営・管理運営に係る経験等を勘案し、審議により「学長選考・監察会議」の委員を選出しており、選出・選任された委員は、その選任理由を付して、大学ホームページにて公表している。	・学長選考・監察会議規程 第3条（組織） ・経営協議会規程 第3条（組織） ・教育研究評議会規程 第3条（組織） ・学長選考・監察会議委員
原則３－３－５ 【経営力を発揮できる体制の検討】 学長選考・監察会議は、国立大学法人に大学総括理事を置き、法人内において経営と教学を分離するかどうかについて決定する権限を有する。学長選考・監察会議は、各法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討するとともに、大学総括理事を置くこととする場合には、その検討結果に至った理由を公表しなければならない。	—	○	本学は1法人1大学の単科大学であるため、大学総括理事は置いていない。	・国立大学法人法 第10条第4項（役員）

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容を含む全ての事項】				
記載事項	更新の有無	公表する項目 (○印)	R7記載（案）	根拠資料等
基本原則 4 【社会との連携・協働及び情報の公表】 国立大学法人は、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、我が国、地域の発展のために中核的な役割を果たすため、社会から理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行っていくべきであり、そのために、情報の公表を通じて透明性を確保すべきである。 また、併せて、国立大学法人の経営、教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示す必要があり、自らを律する内部統制の仕組みを整備・実施することで、適正な法人経営を確保するとともに、その運用体制を公表しなければならない。				
原則 4－1 【法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表】 国立大学法人は、国からの運営費交付金を重要な財政基盤とするとともに、多様な関係者からの財源に支えられた公共的財産として、多岐にわたる活動それぞれに異なる多様な者からの理解と支持を得るためにより透明性を確保すべきであり、法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表しなければならない。	－	○	本学は、法令に基づく情報公開に加え、「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」、「学長選考・監察会議」の会議報告、法人運営の状況、教育・研究及び社会貢献活動に関する事項について、その都度、『大学概要』ほか広報誌などの冊子体や大学ホームページで公表している。 また、最新の研究成果等については、積極的なプレスリリースを行い、報道機関からの取材に可能な限り対応している。なお、ホームページで公開している法令に基づく公開情報は、広報担当部署において適時確認・更新を行っている。	・ 情報公開（大学HP） ・ 大学概要（大学HP） ・ 広報誌（大学HP） (1)滋賀医大ニュース、(2)勢多だより、 (3)滋賀医大病院ニュース＆別冊TOPICS ・ 学生募集要項（医学部）（大学HP） ・ 学生募集要項（大学院医学系研究科）（大学HP） ・ 研究シーズ集（大学HP） ・ 医療ニーズ集（大学HP） ・ 診療案内（病院HP） ・ 統合報告書（大学HP）
補充原則 4－1 ① 国立大学法人は、その多岐にわたる活動それぞれに学生、保護者、卒業生、産業界、地域社会、政府、国内外の教育関係機関等の異なる多様な関係者を有することを踏まえ、これらの関係者を含む国民・社会との間における透明性の確保がガバナンスの向上につながることから、情報の公表を行う目的、意味を考え、適切な対象、内容、方法等を選択し公表しなければならない。	更新あり	○	本学は、様々なステークホルダーに向けて、『大学概要』ほか広報誌などの冊子体や大学ホームページ・SNSで情報を公開・発信するとともに、報道機関への積極的なプレスリリースを実施している。 大学ホームページは、関係する情報へアクセスしやすくするため、訪問者別メニュー（受験生、在学生、卒業生、地域・一般の方、企業・研究者の方、教職員）を設けているほか、最新のニュースやトピックス等はSNS（X）でも発信している。 広報誌は、幅広いステークホルダーを対象とする『大学概要』及び『統合報告書』に加え、対象者別に、患者向けの広報誌や、学生・教職員を対象とした学内向け広報誌まで、幅広く作成している。 一般向け：『滋賀医大ニュース』 患者向け：『滋賀医大病院ニュース』、『病院ニュース別冊TOPICS』 学生・教職員向け：『勢多だより』 受験生向け：『大学案内』、『学生募集要項』 産業界向け：大学ホームページの『研究シーズ集、医療ニーズ集』 地域の医療機関向け：『診療案内』、『滋賀医大病院ニュース』 また、国内外の多様なステークホルダーに向けた情報発信のため、大学ホームページ及び『統合報告書』について、英語のダイジェスト版を作成・公表している。	・ 情報公開 ・ 大学概要（大学HP） ・ 統合報告書（大学HP） ・ 広報誌（大学HP） (1)滋賀医大ニュース、(2)勢多だより、 (3)滋賀医大病院ニュース＆別冊TOPICS ・ 学生募集要項（医学部）（大学HP） ・ 学生募集要項（大学院医学系研究科）（大学HP） ・ 研究シーズ集（大学HP） ・ 医療ニーズ集（大学HP） ・ 診療案内（病院HP） ・ 入試情報（イベント）（大学HP） ・ 高大連携事業（大学HP） ・ 公開講座（大学HP）

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容を含む全ての事項】				
記載事項	更新の有無	公表する項目 (○印)	R7記載（案）	根拠資料等
補充原則 4－1 ② 国立大学法人は、学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報（学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠、学生の満足度、学生の進路状況等）を公表しなければならない。	更新あり	○	【学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠及び学生の進路状況等】 本学は、教育の全体の方針、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）について、大学ホームページ上で公開している。また、講義・演習・実習等について、『履修要項・講義概要（シラバス）』に学修目標、授業概要、評価方法等を明記し、大学ホームページ上で公開している。 また、学生が卒業時までに身に付けておくべき知識・技能・態度に関する能力（アウトカム）を、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて策定し、大学ホームページ上で公開しており、関連する取組として「学生による自己評価表」を用いた学修成果の評価を行っている。 なお、成績通知の同意を得た学部学生（第2学年以上）の保護者には、毎年4～5月頃に前年度の成績通知書を郵送することで学生の学修状況を通知している。 さらに、本学の教育の成果として、学生の国家試験（医師国家試験、看護師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験）の合格率のほか、学部学生及び大学院生の進路状況についても、大学のホームページ及び大学概要で公開している。また、毎年4月に学部学生の保護者を対象に開催する各学科後援会総会において、直近の国家試験の可否結果及び学生の進路状況等を報告している。 【学生の満足度】 「学修・学生生活実態調査」及び「大学院学生対象アンケート」において、「教育内容」、「学修環境・共用施設」、「学修支援」、「研究指導」等についての学生の満足度を把握し、結果を報告書に取りまとめて大学ホームページで開示している。 なお、「医学・看護学教育センター運営会議」では、学生の満足度向上に向けた取組を実施している。 また、大学運営等に反映させるべき要望があれば、適切な委員会等における検討を経て対応（改善等）するなどしている。	・教育目標、3つのポリシー（医学部医学科）（大学HP） ・教育目標、3つのポリシー（医学部看護学科）（大学HP） ・教育目標、3つのポリシー（大学院医学系研究科博士課程）（大学HP） ・教育目標、3つのポリシー（大学院医学系研究科博士前期課程）（大学HP） ・教育目標、3つのポリシー（大学院医学系研究科博士後期課程）（大学HP） ・学修成果（大学HP） ・大学案内（大学HP） ・履修要項／講義概要（シラバス）（医学部医学科）（大学HP） ・履修要項／講義概要（シラバス）（医学部看護学科）（大学HP） ・大学概要「学生数等」21頁 ・大学院教務情報（大学院医学系研究科）（大学HP） ・国家試験・就職状況（大学HP） ・教育情報の公表（大学HP） ・学修・学生生活実態調査報告書
補充原則 4－1 ③ 国立大学法人は、公共的財産であることに鑑み、学内における教育・研究に係るコストの見える化を進めるとともに、法人の活動状況や資金の使用状況等を、分かりやすく公表しなければならない。	—	○	補充原則 1－3 ⑥（4）に記載	

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容を含む全ての事項】				
記載事項	更新の有無	公表する項目 (○印)	R7記載（案）	根拠資料等
原則 4－2 【内部統制の仕組みの整備と運用体制の公表】 国立大学法人は、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働していくためには、法人経営及び教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示すべきである。 そのためには、自らを律する内部統制システムを運用し、継続的に見直しを図るとともに、その運用体制を公表しなければならない。	－	○	本学は、内部統制システムの運用体制を内部統制システムに関する規程に規定し、重要事項を審議するため「内部統制委員会」を設置して重要事項を審議している。 また、内部統制システムに関する規程及び「内部統制システム体制図」については大学ホームページで公開している。 具体的ナリスクに関する内部統制システムは以下のとおりであり、必要に応じて見直しを図っている。 ・研究公正及び公的研究費の不正使用に関しては、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の趣旨及び内容を踏まえ、「滋賀医科大学における公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止に関する基本方針」及び「滋賀医科大学における研究者および研究支援者の行動規範」、並びに関係規程を定め、大学ホームページやリーフレットで公表・周知している。 ・利益相反に関しては、個人としての利益相反については、「利益相反ポリシー」及び「利益相反マネジメント規程」を定め、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する指針」や「臨床研究法」に対応した利益相反審査フローを整備、運用している。法人としての利益相反については、「組織的利益相反マネジメントポリシー」及び「組織的利益相反マネジメント規則」を定め、年1回、学外委員を含む「組織的利益相反監視委員会」を開催している。これらの規程等は、大学ホームページ等で公表している。 ・内部通報・外部通報に関しては、公益通報実施要領を定め、公益通報窓口を学内（総務企画課）及び学外（弁護士）に設けるとともに、公益通報者保護規程を定め通報者の保護を行っている。規程や通報窓口は、大学ホームページ等で公表している。 ・医学部附属病院における医療安全に関しては、医療法施行規則の規定に基づき、適正な医療安全管理体制を確保するため、医療安全、法律等に識見を有する、附属病院と利害関係のない学外者を含む「医療安全監査委員会」を設置している。学長は、委員会からの監査結果の報告を受け、必要な措置を講じるとともに、監査結果を公表している。 ・情報管理リスクに関しては、情報セキュリティインシデントに迅速に対応するため、情報セキュリティインシデント対策チーム（以下、「CSIRT」という）を整備し、CSIRT要員にセキュリティ研修を受講させ人材育成を進めている。また、情報セキュリティ意識の向上のため本学メールアドレス取得者全員に対して毎年、情報セキュリティe-Learningの受講を義務付けている。 ・本学の健全な運営に資することを目的として内部監査によるチェックを実施しており、本学の運営状況を適法性と妥当性の観点から公正かつ客観的な立場で調査及び検証し、その監査結果に基づく助言、提案等を行っている。	・国立大学法人滋賀医科大学における内部統制システムに関する規程 第2条（目的） ・国立大学法人滋賀医科大学の業務方法書の変更の認可について（令和4年3月25日） ・滋賀医科大学内部統制システム体制図 ・滋賀医科大学における公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止に関する基本方針 ・滋賀医科大学における研究者および研究支援者の行動規範 ・利益相反（大学HP） 利益相反ポリシー 利益相反マネジメント規程 組織的利益相反マネジメントポリシー 組織的利益相反マネジメント規則 ・公益通報者保護規程 第5条（窓口）、第7条（公益通報の調査） ・医療安全監査委員会規程 第3条（任務）、第4条 ・公益通報実施要領 ・医療安全監査委員会規程 第3条（任務）、第4条（組織） ・滋賀医科大学情報統括・セキュリティ委員会規程 ・滋賀医科大学情報セキュリティインシデント対策チーム内規 ・内部監査実施規程
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項	－	○	■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 大学ホームページ 法定等公開情報 https://www.shiga-med.ac.jp/introduction/information-disclosure/act-on-access-to-information ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 病院長選考会議関係 https://www.shiga-med.ac.jp/introduction/organization ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 滋賀医科大学医学部附属病院医療安全監査委員会規程 https://www.shiga-med.ac.jp/hospital/doc/hospital/anzenkansa/index.html	